

入 札 説 明 書

「北ノ又発電所ほか水門設備等定期点検整備業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名 北ノ又発電所ほか水門設備等定期点検整備業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書、仕様書等による
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年12月19日まで
- (4) 履行場所 八幡平市松尾寄木地内ほか

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒020-0102

岩手県盛岡市上田字松屋敷 95-1

岩手県企業局施設総合管理所総務課

電話 019-661-4290（直通） FAX 019-661-4299

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の機械設備工事に登録されている者で、岩手県内に本店又は営業所を有していること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

4 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は資格審査に必要な書類として、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に次の関係書類を添付のうえ、令和7年5月15日（木）午後5時までに2の場所に1部提出しなければならない。なお、関係書類の様式は任意とする。

ア 事業所に係る調書

事業所の所在地、電話、FAX、設備・施設の概要（パンフレット類でも可）、組織体制を記載すること。

- (2) 申請書及び関係資料を提出した者は、入札日の前日までの日において、岩手県企業局施設総合管理所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 申請書及び関係資料は岩手県企業局施設総合管理所において審査するものとし、入札参加資格を有する

と認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和7年5月19日（月）までにFAXにより通知する。

5 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により**令和7年5月16日（金）午後5時**までに、2に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和7年5月21日（水）午後5時までにFAXにより送信する。

6 入札の方法等

（1）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（2）入札書は、直接7の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

（3）入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

また、一度提出した入札書は、書換え又は撤回することができない。

（4）代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

7 入札及び開札の日時及び場所

令和7年5月23日（金）午後1時30分 四十四田クラブ3階会議室（岩手県盛岡市上田字松屋敷95）

8 入札書に関する事項

入札書は、岩手県が示す別添様式により次のことを表示し、押印すること。

（1）入札年月日

（2）入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

（3）あて名は、「岩手県企業局施設総合管理所長」とすること。

（4）入札金額

（5）件名

（6）提出入札書の様式は別添に定める様式とする。

9 入札保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

（1）競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

（2）入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

（3）指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書

（4）記名押印のない入札書

（5）入札金額を訂正した入札書

（6）誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

（7）入札件名の表示に重大な誤りがある入札書

（8）同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書

（9）委任状を提出しないで代理人が提出した入札書

（10）その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、企業局契約規程（平成6年企業局管理規程第14号）第10条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者の決定は入札条件に示す要領に示すとおり。

12 開札に立ち会う者に関する事項

開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、2回を限度とし、直ちに再度入札を行うものとする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ① 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合
 - ② 落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結した場合
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

15 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものであること。

(様式第1号)

令和 年 月 日

岩手県企業局施設総合管理所長 様

所在地又は住所

氏名 (商号又は名称)

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

一 般 競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

「北ノ又発電所ほか水門設備等定期点検整備業務委託」に係る一般競争入札について、入札参加資格要件を全て満たしており入札に参加したいので、入札説明書4 (1) により下記書類を添付して申請します。

記

添付書類

ア 事業所にかかる調書

事業所の所在地、電話、FAX、設備・施設の概要 (パンフレット類でも可)、組織体制を記載すること。

本手続きに係る担当者	
所 属	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

(入札書書式例)

入札書

令和 年 月 日

岩手県企業局施設総合管理所長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名)

(印)

入札金額（税抜き）

金 円

件 名

委託場所

(委任状様式例)

委 任 状

令和 年 月 日

岩手県企業局施設総合管理所長 様

委任者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人として、入札に関する次の権限を委任します。

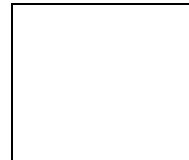
入札件名

記

1 受任者 住 所

氏 名

受任者
使用印



2 委任事項

- (1) 入札に関すること
- (2) 上記に附帯する一切の権限

3 委任期間

令和 年 月 日

管理業務等委託契約書

- 1 委託業務の名称 業務委託
- 2 業務場所
- 3 履行期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円
注 契約保証金を免除する場合は「免除」と記載する。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 岩手県
契約担当者
岩手県企業局施設総合管理所長 印

受注者（乙） 住所
氏名 印

(総則)

第1条 乙は、この契約に定めるもののほか、別添設計書及び別紙特記仕様書に従いこれを誠実に実施するものとする。

(個人情報の保護)

第1条の2 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

注 個人情報を扱わない場合には、第1条の2を削除する。

(工程表)

第2条 乙は、委託業務に係る工程表を作成し、この契約締結後7日以内に甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規程による工程表の提出があったときは、速やかにこれを審査し、不適当と認めたときは、乙と協議するものとする。

(立会及び指示)

第3条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち会わせ、又は必要な事項を指示させることがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、甲の指示を受けるものとする。

(監督員)

第4条 甲は、監督員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の主任技術者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく業務の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の施工状況の検査又は施工材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

5 第1項の規定により、甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(主任技術者)

第5条 乙は、委託業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、この契約締結後7日以内に主任技術者通知書（様式第1号）により甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務をあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行った場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が、企業局会計規程（昭和43年4月1日企業局管理規程第20号）第38条第1項に基づき、支出負担行為の確認を行った時点で生じるものとする。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務内容の変更、中止等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があると認められるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(委託期間の延長)

第9条 乙は、天災等その責に帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して速やかに書面によりその理由を付して委託期間の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担等)

第10条 委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じた場合については、この限りではない。

(完了報告及び完了確認等)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに成果品を添えて業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に規定する業務完了報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の規定による検査に適合しなかったときは、甲の指示に従い、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

4 甲は、第2項の規定による検査によって委託業務の完了を確認したときは、直ちに、成果品の引渡しを受けなければならない。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、請求書（様式第3号）により甲に委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第13条 乙は、委託業務完了前に甲に対し、委託料の部分払を請求することができる。

2 乙は、前項の規定による部分払を請求しようとするときは、甲に申し出て当該請求に係る出来形部分の検査を受けなければならない。

3 甲は、前項の規定による申し出があったときは遅滞なく検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

4 甲は、第2項の規定による検査に合格した部分につき第1項の規定に基づいて乙から請求があったときは、

その請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払うものとする。

- 5 第1項の規定に基づいて部分払いを請求できる額は委託業務の出来形部分に対する委託料相当額(以下「出来形検査委託金額」という。)の10分の9以内の額とし、その請求できる回数は委託料の金額に応じ、次の各号に掲げる回数を限度とする。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 委託料が1,000千円未満の場合 | 1回 |
| (2) 委託料が1,000千円以上5,000千円未満の場合 | 2回 |
| (3) 委託料が5,000千円以上の場合 | 3回 |

(履行の追完請求)

第14条 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行遅延における損害金等)

第15条 乙が、その責に帰すべき理由により委託期間(第9条の規定に基づく変更後の委託期間内を含む。以下同じ。)内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から損害金を徴収して委託期間を延長することができる。

- 2 前項の規定による損害金の額は、委託料の額から出来形委託金額を控除した額につき遅延日数に応じ、年何パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年何パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

注 令和6年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第11条3項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。
- (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められる者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

カ 乙がアからエまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の契約保証金）

第18条 第16条又は第17条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

注 企業局契約規定により契約保証金を免除する場合は、第18条第1項及び同条第2項を次のように改める。

第18条 削除

（乙の催告による解除権）

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第21条 乙は、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

注 企業局契約規定により契約保証金を免除する場合は、第21条第2項を次のように改める。

2 削除

（契約解除の場合における契約金額の返還）

第22条 乙は、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合において、すでに契約金額の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、契約金額を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定によりしなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年何パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

注 令和6年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（不当介入に対する措置）

第23条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(調査等)

第24条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは乙に報告を求めることができる。

(秘密の保持等)

第25条 乙（乙の代理人、使用人、その他の従業者を含む。）は、委託業務の実施にあたって知り得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

(補則)

第26条 この契約について、疑義を生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

岩手県企業局
施設総合管理所長 様

住 所
受注者
氏 名 印

主任技術者通知書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、主任技術者を定めたので、契約書第5条により通知します。

委託業務の名称	
業 務 場 所	郡 町 字 地内 市 村
業 務 委 託 料	金 円
契 約 年 月 日	令 和 年 月 日
履 行 期 間	令 和 年 月 日から 令 和 年 月 日まで
主 任 技 術 者	

(注) 経歴書等を添付のこと。

令和 年 月 日

岩手県企業局
施設総合管理所長 様

住 所
受注者
氏 名 印

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、委託業務が令和年 月 日に完了したので、契約書第11条第1項により報告します。

委託業務の名称	
業 務 場 所	郡 町 市 村 字 地内
業 務 委 託 料	金 円
契 約 年 月 日	令 和 年 月 日
履 行 期 間	令 和 年 月 日から 令 和 年 月 日まで

様式第3号

令和 年 月 日

岩手県企業局
施設総合管理所長 様

住 所
受注者
氏 名
登録番号
印

請 求 書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、契約書第12条第1項(第13条第1項)により業務委託料を請求します。

請 求 金 額	金額 (税抜)	消費税 (10%対象)	金額 (税込)
	円	円	円
委託業務の名称			
業 務 場 所	郡 町 字 地内 市 村		
業 務 委 託 料	金 円		

前回までの受領済額の内訳

第 1 回	円	第 3 回	円
第 2 回	円	計	円

振込先 銀行名

銀行 店 預金 口座番号

(注) 請求金額 (金) 欄には、請求の別を部分払又は、精算払と表示すること。

別 記

注 第1条の2 個人情報を取扱う場合に添付する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(指示、報告等)

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。